

岸和田市介護サービス等事業所助成金交付要綱

(目的)

第1条 岸和田市介護サービス等事業所助成金交付要綱（以下「要綱」という。）は、物価高騰の影響を受けている中、負担が増大している本市に所在する介護サービス等事業所に対し、岸和田市介護サービス等事業所助成金（以下「助成金」という。）を交付し、当該事業所が継続してサービスを提供できる体制の維持を図り、もって高齢者が地域で安心して日常生活を営むことができる環境の確保に資することを目的とする。

(適用除外)

第2条 助成金の交付手続については、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号）第20条の規定により規則の適用を除外するものとする。

(交付対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、別表に掲げる介護サービス等を提供する事業者（令和8年4月1日現在において、その事業所又は施設が本市に所在地を有する者であって、かつ、交付決定時点において継続して事業を実施しているものに限る。）であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定（法第71条第1項本文の規定により指定があったものとみなされる場合を除く。）、法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定、法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定、法第115条の12の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定、法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定又は法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定を本市から受けている者
- (2) 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を大阪府知事から受けている者
- (3) 法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設許可又は法第107条第1項の規定による介護医療院の開設許可を大阪府知事から受けている者
- (4) 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第62条第1項の規定による社会福祉施設の設置を大阪府知事に届け出ている者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表の左欄及び中欄に掲げる事業所種別及び対象サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、指定を受けている対象サービスが複数ある場合は、当該事業所種別ごとに事業所の数を乗じて得た額の合計額とする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、岸和田市介護サービス等事業所助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書兼請求書」という。)を令和8年5月8日までに市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付申請は、原則として事業所を運営する法人が対象の事業所について一括して行うものとする。

3 助成金の申請は、1事業所につき1回限りとする。

(助成金の交付の決定等)

第6条 市長は、申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、岸和田市介護サービス等事業所助成金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことと決定したときは、岸和田市介護サービス等事業所助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に対し、助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、交付の決定を取り消すときは、岸和田市介護サービス等事業所助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、岸和田市介護サービス等事業所助成金返還命令書(様式第5号)により、申請者に期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみ

なす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。

別表（第4条関係）

事業所種別	対象サービス	助成金の額
訪問系	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護（※1） 訪問リハビリテーション（※1） 福祉用具貸与・販売（※2） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防支援（※3） 第1号訪問事業（介護予防・日常生活支援総合事業）（※4）	75,000 円
通所系	通所介護 通所リハビリテーション（※1） 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 第1号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）（※5）	225,000 円
入所系	短期入所生活介護（※6） 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 軽費老人ホーム（※7）	（定員 20 名以下） 300,000 円 （定員 21 名以上 60 名以下） 600,000 円 （定員 61 名以上） 900,000 円

備考

- （※1）医療みなし指定を受ける事業所を除く。
- （※2）福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の両方の指定を受けている事業所については、1事業所とする。
- （※3）居宅介護支援の指定を受けている事業所を除く。
- （※4）訪問介護の指定を受けている事業所を除く。
- （※5）通所介護又は地域密着型通所介護の指定を受けている事業所を除く。
- （※6）入所系施設に併設される事業所を除く。

(※7) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所を除く。

岸和田市介護サービス等事業所助成金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

岸和田市長 様

(申請者)

法人所在地 〒

法人名

代表者

印

岸和田市介護サービス等事業所助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の支給を受けようとする事業所数等

各事業所の詳細は別紙に記入すること。

区分		単価 (A)	事業所数 (B)	小計 (A×B)
訪問系		75,000 円		円
通所系		225,000 円		円
入所系	(定員 20 名以下)	300,000 円		円
	(定員 21 名以上 60 名以下)	600,000 円		円
	(定員 61 名以上)	900,000 円		円
助成金額合計 (C)				円

2 助成金請求金額 (C)

金 円

3 振込先金融機関

金融機関名		支店名		種目
金融機関コード		店舗コード	口座番号	
フリガナ				
口座名義人				

※ 申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は、以下に記入・押印してください。

私は、上記の口座名義人に助成金の受領に関する一切の権限を委任します。
法人所在地
法人名・代表者
印

4 法人連絡先

連絡先 (電話番号)	
担当者名	
メールアドレス	

岸和田市介護サービス等事業所助成金交付決定通知書

令和 第 年 月 日 号

様

岸和田市長

令和 年 月 日付で申請のありました岸和田市介護サービス等事業所助成金について、下記のとおり交付決定をしたので、岸和田市介護サービス等事業所助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 助成金交付決定額 金 円
2. 決定額内訳
3. 交付予定時期

岸和田市介護サービス等事業所助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日
第 号

様

岸和田市長

令和 年 月 日付で申請のありました岸和田市介護サービス等事業所助成金について、下記のとおり不交付と決定したので、岸和田市介護サービス等事業所助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 助成金交付申請額 金 円

2. 決定理由

岸和田市介護サービス等事業所助成金交付決定取消通知書

令和 年 月 日
第 号

様

岸和田市長

令和 年 月 日付、第 号により交付決定をした岸和田市介護サービス等事業所助成金について、下記のとおり取り消しましたので、岸和田市介護サービス等事業所助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 取り消し額 金 円

2. 取り消し理由

岸和田市介護サービス等事業所助成金返還命令書

令和 年 月 日
第 号

様

岸和田市長

令和 年 月 日付、第 号により取り消しを通知した岸和田市介護サービス等事業所助成金について、岸和田市介護サービス等事業所助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1. 返還となる理由

2. 返還助成金額 円

3. 返還期日 令和 年 月 日

4. 返還方法